

定 款

〔 昭和33年3月23日 総会議決 〕
〔 昭和33年6月19日 認 可 〕

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この会は、土地改良事業を行う者（国、県及び土地改良法第95条第 1 項の規定により、土地改良事業を行う同法第 3 条に規定する資格を有する者を除く。以下同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切、かつ、効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

（名 称）

第 2 条 この会は、福島県土地改良事業団体連合会という。

（地 区）

第 3 条 この会の地区は、福島県の区域とする。

（事 業）

第 4 条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- 一 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他の援助
- 二 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- 三 土地改良事業に関する調査及び研究
- 四 土地改良事業に関する金融の改善
- 五 国又は県の行う土地改良事業に対する協力
- 六 前各号に掲げる事業のほか、第 1 条の目的を達成するため必要な事業

（事務所の所在地）

第 5 条 この会の事務所は、福島県福島市に置く。

（公告の方法）

第 6 条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、福島民報及び福島民友新聞に掲載してする。

（会員に対する通知又は催告）

第 7 条 この会の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその住所（その者が別に通知又は催告を受ける場所を指定してこの会に届け出たときは、その場所）にあててするものとする。

- 2 前項の通知又は催告は、この定款に期日の定めがある場合には、その期日までに到達するようにしなければならない。

第 2 章 会 員

(会員の資格)

第 8 条 この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行う者とする。

(会員の加入申し込み等)

第 9 条 この会の会員となろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付し、これをこの会に提出しなければならない。

- 一 加入についての総会（市町村にあつては、議会）の議事録
- 二 代表者の氏名を記載した書面

2 この会は、前項の申し込みを受けた場合において、その加入を承諾したときは、会員名簿に登載するとともに、その旨を書面で加入申込者に通知するものとする。

第 10 条 会員は、前条第 1 項第 2 号の書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の脱退)

第 11 条 会員は、60 日前までに、書面でこの会に予告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由により脱退する。

- 一 会員たる資格の喪失
- 二 解 散
- 三 除 名

3 会員は、前項第 1 号又は第 2 号に該当するに至ったときは、遅滞なく、その旨を書面でこの会に届け出なければならない。

(会員の除名)

第 12 条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができる。この場合には、総会の会日から 10 日前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- 一 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠ったとき
- 二 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、又はこの会の定款、若しくは規約に違反し、その他故意又は重大な過失によりこの会の信用を失わせるような行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名したときは、その旨を、その理由を明らかにした書面で、その会員に通知しなければならない。

第3章 経費の賦課、出資及び財産等

(経費の賦課)

第13条 この会は、毎事業年度、会員から一定額の一般賦課金を徴収する。

2 この会は、毎事業年度、会員から当該会員の地区内で行われる一定の土地改良事業量を基準として特別賦課金を徴収する。

3 この会は、毎事業年度、前2項において規定する賦課金のほか、この会が、会員の地区内で行われる土地改良事業について調査設計を行う場合は、当該会員からその調査設計に要した経費の一部を調査設計賦課金として徴収する。

4 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業及び農道台帳管理事業に要する経費に充てるため、一定の会員から一定額の特別賦課金を徴収する。

5 前4項の賦課金の額及び徴収の方法は、総会で定める。

第14条 すでに会員から徴収した賦課金は、その会員について前条の賦課金額の算定の基準となった事項に変更があっても返還しない。

第15条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後1日につき滞納金額の1,000分の1に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

(出 資)

第16条 会員及びこの会は、第51条に規定する基金(以下「基金」という。)を造成するため出資をすることができる。

2 前項の出資は、1口の金額を10,000円とし、出資の各口につきその金額を一時に払い込むものとする。

第17条 この会は、基金を造成するため、地方公共団体及び基金業務方法書で定める金融機関から出資を受けることができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(持 分)

第18条 基金についての出資をした者の持分は、基金業務方法書で定める基金の種類別に、各出資をした者の出資口数に応じてあん分して算定する。この場合において、計算の結果生じた金額で1円未満のものは、これを切捨てるものとする。

2 第16条第1項の規定により出資した会員が、この会を脱退したとき、又は前条第1項の規定により出資をした者が、持分の払い戻しの請求をしたときは、この会は、当該払戻の請求をした日の属する事業年度の基金の決算額について前項の規定により算出した持分を払戻すものとする。

ただし、第11条第2項第3号の理由によりこの会を脱退したときは、当該持分の全部、

又は一部払戻をしないことができるものとする。

3 前項の規定による持分の払戻は、翌年度の4月1日から6月以内に行うものとする。

(持分の譲渡)

第19条 出資した者は、この会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

(脱退者に対する持分の払戻の停止)

第20条 会員が脱退した場合において、この会が当該会員の債務を保証しているときは、その債務につきその者に代わって弁済をしないことが明らかになるまで、又はこの会が当該会員に代わって債務を弁済したことによりその者に対して求償権を有しているときは、当該求償権に係る債務が完済されるまでこの会は、その者に対し持分の払戻を停止することができる。

2 前項の規定により払戻を停止している場合において、その停止を解いたときは、その者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。

(出資口数の減少)

第21条 出資をした者は、この会の承認を得て、その出資口数を減少することができる。

2 前項の規定により出資をした者が出資の口数を減少したときは、その減少を承諾した日の属する事業年度の基金の決算額について、第18条第1項の規定により算定された当該出資をした者の持分のうち減少した口数に相当する持分を払戻するものとする。

3 前項の規定による持分の払戻しは、第18条第3項の規定を準用する。

(財 産)

第22条 この会の財産を分けて、基金、基本財産及び通常財産とする。

2 前項の基本財産の範囲並びにその取得、管理及び処分（第23条第2項に規定する分配を除く。）等に関しては、規約で定める。

第23条 この会の基金は、この会の解散のとき又は第4条第4号に掲げる事業をやめたときに、第18条第1項に規定する持分に応じて各出資者に分配するものとする。

2 この会の基金を除く財産は、この会の解散のときでなければ会員に分配しないものとし、その方法は総会で定める。

第4章 役 職 員 等

(役員の数)

第24条 この会に役員として、理事14人以上18人以内、監事2人以上3人以内を置く。

(役員を選任)

第25条 役員は、総会において選任された詮衡委員が推せんした者のうちから総会において選任する。

2 前条に規定する役員の数のうち、理事の12人以上及び監事は、会員を代表する者でなければならない。

3 第1項に規定する詮衡委員及び役員を選任の方法については、規約で定める。

(会長、副会長及び専務理事)

第26条 理事は、会長1人、副会長3人以内及び専務理事1人を互選するものとする。

2 専務理事は、常勤とする。

(会長の職務等)

第27条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ、会長が定めた順位に従い、会長に事故があるときは、会長の職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 専務理事は、常時会務を掌理し、会長及び副会長を補佐し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長欠員のときは、その職務を行う。

4 理事は、あらかじめ、理事会において定めた順位に従い、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行う。

(監事の職務)

第28条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この会の財産並びに業務及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、かつ、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(理 事 会)

第29条 次に掲げる事項は、理事をもって構成する理事会の議決を経なければならない。

ただし、緊急を要する場合であつて、理事会を招集するいとまがないときは、会長がこれを決することができる。この場合においては、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

- 一 業務を執行するための方針に関する事項
- 二 総会の招集及び総会に附議すべき事項
- 三 役員の旅費規程その他の規程の設定、変更又は廃止に関する事項
- 四 通常財産たる不動産の取得又は処分に関する事項
- 五 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第30条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会の議事は、理事の2分の1以上が出席し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2人がこれに記名するものとする。

(役員 の 義務)

第31条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の議決を遵守し、この会のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 の 任期)

第32条 役員 の 任期は4年とする。

- 2 補欠又は増員による役員 の 任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 第1項の役員 の 任期は、前任者の任期満了の日の翌日から起算するものとする。

(役員 の 報酬等)

第33条 役員 の 報酬については、総会で定める。

- 2 役員 の 旅費については、役員旅費規程で定める。

(職 員)

第34条 この会に次の職員を置く。

- 一 事務職員
 - 二 技術職員
- 2 前項職員 の 定数は、規約で定める。
 - 3 第1項の職員 の ほか必要と認めた場合に臨時に雇用することができる。

(職員 の 服務及び給与等)

第35条 職員は、会長が任免する。

- 2 職員 の 服務、給与、退職手当及び旅費に関しては、職員就業規程で定める。

(職員 の 退職給付の積立)

第36条 この会は、規約の定めるところにより、毎事業年度職員退職給付積立資産を積み立てる。

(顧問)

第37条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があるときは、顧問若干人を置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を得て、会長が委嘱する。

第5章 総 会

(総会の招集)

第38条 会長は、毎事業年度1回2月、又は3月通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、理事会の決定があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

第39条 会長は、会員が、総会員の5分の1以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求のあった日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事による総会の招集)

第40条 会長の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があった場合において会長が正当な事由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事がこれを招集しなければならない。

(総会招集の通知)

第41条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各会員に通知しなければならない。

ただし、急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。

(総会の議決事項)

第42条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 基金業務方法書及び規約の設定、変更又は廃止
- 三 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びに変更
- 四 経費の賦課及び徴収の方法
- 五 毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の承認
- 六 借入金の額の限度及び借入金の借入方法
- 七 土地改良事業に関係のある団体への加入又は出資

(議決権及び選任権)

第43条 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

2 会員は、第41条の規定により、あらかじめ、通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選任権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選任権を行う者は、出席者とみなす。

4 第2項の規定により会員が議決権又は役員を選任権を行わせようとする代理人は、

他の会員でなければならない。

- 5 代理人は、4人以上の会員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議決方法等)

第44条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

- 2 議案が出資及び基金に関する事項に亘る場合は、前項によるのほか、なお、出資会員の半数以上の出席を要するものとする。
- 3 総会を招集した場合において、会員（前項の場合には、会員並びに出資会員）の半数以上の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内に更に総会を招集しなければならない。この場合には、会員（前項の場合には、会員並びに出資会員）の半数以上の出席がなくても、議事を開き議決することができる。

第45条 総会においては、第41条の規定により、あらかじめ、通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第25条に規定する役員の選任及び第47条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

第46条 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決)

第47条 次に掲げる事項は、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 定款の変更
- 二 解 散
- 三 会員の除名

(議 事 録)

第48条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事2人及び総会において選任した会員2人以上がこれに記名するものとする。

第6章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第49条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(支部の設置)

第50条 この会は、規約の定めるところにより、支部を設けるものとする。

(基金の保有)

第51条 この会は、第4条第4号の事業を行うため、基金を保有するものとする。

2 前項の基金の造成、管理及び処分（第23条第1項に規定する配分を除く。）の方法は、基金業務方法書で定める。

(区分経理)

第52条 この会は、第4条第4号に掲げる事業とその他の事業と区分して経理するものとする。

(経費の支弁)

第53条 この会の経費は、会員に対する賦課金、事業収入その他の収入をもって支弁する。

(電磁的方法)

第54条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成又は保存を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(実施に関する規約)

第55条 この定款に特別の定めのあるものを除き、この会の業務の執行及び会計について必要な事項は、規約で定める。

附 則

1 この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和33年6月19日）から施行する。

2 昭和33年度は、定款第49条の規定にかかわらず、設立の日から昭和34年6月30日までとする。

附 則（昭和48年6月28日改正）

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和48年9月27日）から施行する。

附 則（昭和52年6月6日改正）

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和52年8月29日）から施行する。

附 則（昭和53年6月28日改正）

この定款は、農林大臣の認可のあった日（昭和53年7月1日）から施行する。

附 則（昭和56年6月16日改正）

1 この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和56年8月15日）から施行する。

2 昭和56年度の事業年度は、定款第49条の規定にかかわらず、昭和56年7月1日から昭和57年3月31日までとする。

附 則（昭和60年3月25日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和60年6月7日）から施行する。

附 則（昭和62年3月20日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和62年4月13日）から施行する。

附 則（平成2年3月28日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成2年6月26日）から施行する。

附 則（平成3年3月25日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成3年6月26日）から施行する。

附 則（平成4年3月24日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成4年6月5日）から施行する。

附 則（平成6年3月28日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成6年6月29日）から施行する。

附 則（平成7年3月23日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成7年5月18日）から施行する。

附 則（平成8年3月26日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成8年4月1日）から施行する。

附 則（平成10年3月26日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

附 則（平成13年3月26日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成13年4月2日）から施行する。

附 則（平成15年3月20日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成15年3月28日）から施行する。

附 則（平成15年12月24日改正）

- 1 この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成16年4月13日）から施行する。
- 2 第45回通常総会において承認された経費の賦課については「基幹水利施設技術管理強化特別指導事業」を「基幹水利施設管理技術者育成支援事業」により徴収したも

のを見なす。

附 則（平成19年3月20日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成19年3月29日）から施行する。

附 則（平成24年3月22日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成24年4月6日）から施行する。

附 則（平成26年3月24日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（平成26年4月30日）から施行する。

附 則（平成31年3月14日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（令和元年5月9日）から施行する。

附 則（令和2年3月19日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（令和2年5月11日）から施行する。

附 則（令和4年3月16日改正）

この定款は、農林水産大臣の認可のあった日（令和 年 月 日）から施行する。